

## (内郷地区社会福祉協議会)福祉の心「愛の箱」設置規約

### (目的)

第1条 この規約は、地域福祉活動の推進に要する資金にあてる福祉の心「愛の箱」(以下「愛の箱」という)の設置、運用について必要な事項を定める。

### (設置)

第2条 ①. 愛の箱は、内郷地区社協(以下「本会」という)が設置する。  
②. 設置場所については、本会において協議選定する。

### (資金の管理)

第3条 ①. 愛の箱により、集金された資金はその年度の地区社協会計に寄付金として収入する。  
②. 愛の箱の集金にあたっては、設置管理者立会いのもとに、本会福祉委員が行う。

### (資金の用途)

第4条 資金の用途については、本会福祉委員会で決定する。

### (記録・報告)

第5条 ①. 会長は、「愛の箱」募金の設置場所、募金額など必要な事項を記載した台帳を整備する。  
②. 年1回、愛の箱募金に関し、設置管理者及び地域住民に報告する。

### (補則)

第6条 この規約に定めるもののほか、愛の箱について必要な事項は、会長が別にこれを定める。

### 附則

この規約は平成15年4月1日から施行する。